

厚生労働省

○経済産業省令第二号

環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二〇五十七号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百〇七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二二号）第九条を実施するため、P F O S 又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

経済産業大臣 海江田万里

環境大臣 松本 龍

P F O S 又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表 P F O

S又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

P F O S又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年

厚生労働省
環境省

働省
業省令第四号）の一部を次のように改正する。
省

題名中「第三条の三」を「第九条」に改める。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。